

香川県広域水道企業団建設工事執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

香川県広域水道企業団企業管理規程第20号

香川県広域水道企業団建設工事執行規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団建設工事執行規程（平成30年香川県広域水道企業団企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(随意契約によることができる場合)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 予定価格が<u>400万円</u>を超えない契約をするとき。</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(随意契約によることができる場合)</p> <p>第5条 随意契約によることができる場合は、次の各号に掲げる場合とする。</p> <p>(1) 予定価格が<u>250万円</u>を超えない契約をするとき。</p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>2～4 略</p>

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。